秋田県告示第209号

秋田県森林学習交流館条例(平成7年秋田県条例第15号)第13条第1項の規定により、次のとおり秋田県森林学習交流館の利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県森林学習交流館の利用料金は、令和元年10月1日から適用する。

令和元年9月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 会議室

ム版主							
		利 用 料 金 の 額					
区	分	午前9時から	午後1時から	午前9時から	午後5時後の		
		正午まで	午後5時まで	午後5時まで	時間1時間に		
					つき		
第一会議室	全区画	9,930円	13, 240円	23, 170円	3,310円		
	5分の3区画	5,960円	7,950円	13,910円	1,990円		
	5分の2区画	3,980円	5,300円	9,270円	1,330円		
第二会議室		4,890円	6,520円	11,410円	1,630円		
第三会議室		3,060円	4,080円	7, 140円	1,020円		

備考 午後5時後の使用時間が1時間未満であるとき又は当該時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算した利用料金を徴収する。

2 会議室の附属設備

区 分	使用の単位	利用料金の額	
ビデオプロジェクター	1 台 1 回につき	1,020円	
資料展示装置		520円	
スライド用映写機		520円	
ビデオテープレコーダー	一式1回につき	520円	
拡声装置		520円	

3 宿泊室

区	分	利用料金の額(1室1泊につき)	
宿泊室A	1人用		5,300~7,940円
	2人用		9,000~13,440円
宿泊室B			10,200~15,270円
宿泊室C			10,200~15,270円
宿泊室D			13,100~19,560円

備考 宿泊室の区分は、次のとおりとする。

- 1 宿泊室A 洋室で床面積が23平方メートルのものをいう。
- 2 宿泊室B 洋室で床面積が28平方メートルのものをいう。
- 3 宿泊室C 洋室で床面積が39平方メートルのものをいう。
- 4 宿泊室D 和室で床面積が28平方メートルのものをいう。